

令和8年度食の冒険者が憧れるまち・八戸推進事業補助金（広める・育てる）

公募要領

1 事業の目的

本事業は、八戸市内の団体が実施する地場産品を活用した料理・食文化の普及及び地域の食産業及び観光産業を担う人材の育成等を支援することにより、食の冒険者が憧れるまち・八戸の推進及び観光振興を図ることを目的とする。

2 補助金額

補助率は補助対象経費の2分の1以内又は補助金の上限額のいずれか低い額

支援枠	補助金の上限額 (1件あたり)	予算額	内容
情報発信・普及支援枠（広める）	300,000 円	1,500,000 円	地場産品を活用した料理・食文化の普及、PR、イベント等
人材育成枠（育てる）	100,000 円	500,000 円	地域の食産業・観光産業を担う人材の育成

※ 申請は、いずれか一つの支援枠に限る。

※ 一つの事業に複数の支援枠に該当する内容が含まれる場合であっても、申請者は事業内容の主たる目的に応じて一つの支援枠を選択して申請するものとする。

※ 同一年度内に複数の支援枠へ申請することはできない。

※ 交付件数は、審査結果及び予算の範囲内で決定する。

3 補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に実施する事業に係る経費のうち次に掲げる経費

なお、いずれの支援枠においても、補助対象者が主体的に企画し、実施する事業を対象とする。

3.1 情報発信・普及支援枠（広める）

3.1.1 目的

地場産品を活用した料理・食文化の普及及び認知度向上

3.1.2 対象経費

- ① 地場産品を活用した料理・食文化を PR するためのリーフレット等の作成又は配布に要する経費
- ② 地場産品を活用した料理・食文化を PR するための WEB・SNS 等の作成又は発信に要する経費
- ③ 地場産品を活用した料理・食文化の PR につながるイベント等への出展に要する経費
- ④ 地場産品を活用した食のイベント（ただし不特定多数が参加できるものに限る）の開催に伴う消耗品費、通信運搬費、会場使用料、設営費等
- ⑤ 当市の食を通じた地域活性化のための経費
- ⑥ その他、地場産品を活用した料理・食文化の普及等を図るために必要な経費であると市長が認めるもの

3.1.3 対象事業例

- ① 地場産品を活用した料理・食文化を紹介するパンフレット、リーフレット、ホームページ、SNS 等を活用した情報発信
- ② 地場産品を活用した料理・食文化の魅力を発信するイベントの開催又は市内外で開催されるイベント、物産展等における PR 出展
- ③ 地場産品を活用した料理・食文化をテーマとした食べ歩き企画、食文化体験会その他市民や観光客の参加を促す観光コンテンツ

3.2 人材育成枠（育てる）

3.2.1 目的

地域の食産業・観光産業を担う人材の育成及び食産業又は観光産業への興味・関心の醸成

3.2.2 対象経費

- ① 地場産品を活用した料理・食文化に関する知識及び技術の習得を目的とした研修会、講習会、実地研修等の実施又は参加に要する経費
- ② 地場産品を活用した料理・食文化を担う人材の育成又は食産業若しくは観光産業への就業若しくは参画に対する興味・関心の醸成を目的とした体験会、実演、コンテストその他実践機会の創出又は参加に要する経費
- ③ その他、当市の地場産品や食文化を担う人材の育成及び食産業又は観光産業への興味・関心の醸成を図るために必要な経費であると市

長が認めるもの

3.2.3 対象事業例

- ① 若手料理人、飲食店従業員等を対象とした地場産品や郷土料理の調理技術向上研修、講習会又は実地研修
- ② 市民（特に小学生、中学生、高校生等）を対象とした料理体験教室、郷土料理教室、創作料理コンテスト、市場・漁港・農場等の見学会
その他食産業又は観光産業への興味・関心を高める体験学習

3.3 補助対象外経費

- ・ 事務局員の人件費
- ・ 食糧費（事務局員の食用とする経費 例・スタッフ弁当）
- ・ 賞金、商品券その他これらに類する景品購入費（ただし、市長が必要と認めるものを除く。）
- ・ 商品の開発のみ又はメニュー・レシピ開発のみを目的とする経費（人材育成に伴うものを除く。）
- ・ 商品の製造、販売又は営業活動を主たる目的とする経費
- ・ 備品、機械器具、厨房機器その他設備の購入又は更新に要する経費
- ・ 施設の整備、改修又は修繕に要する経費
- ・ 飲食店その他事業者の通常の営業活動又は維持管理に要する経費
- ・ 補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費
- ・ 同一の経費について、国、地方公共団体その他の団体から、補助金その他これに類する交付を受け、又は受ける予定の経費
- ・ 令和8年3月31日以前に支出した経費
- ・ 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと市長が判断する経費
※判断に迷う場合は、事前に観光課に問合せること。

3.4 消費税及び地方消費税の取扱い

- ・ 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入税額控除をすることができる額については、補助対象経費から除いて申請してください。
- ・ なお、仕入税額控除をすることができない消費税及び地方消費税相当額については、補助対象経費に含めて申請することができます。
- ・ 補助金の額の確定後に、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について仕入税額控除をすることができる額が確定した場合は、速やかに市に報告してください。この場合、当該額に係る補助金相当額の返還が必要となることがあります。

4 応募資格

地場産品を活用した料理・食文化の普及又は人材育成に取り組む又は取り組もうとする法人又は任意団体（以下「団体」という。）で、次のいずれにも該当すること。

また、食の冒険者が憧れるまち・八戸推進事業補助金として交付を受ける同一又は実質的に同一と認められる事業については、同一の団体とみなされる団体が実施した場合を含め、年度を問わず、本補助金の交付は通算3回を限度とする。

（例：令和8年度、令和9年度及び令和10年度に交付を受けた場合は、令和11年度以降は当該事業について申請できません。）

- (1) 八戸市内に主たる事業所、活動拠点又は住所を有すること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 同意書（第3号様式）に定めた納付すべき全ての市税を滞納していないこと
- (4) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること
- (5) 過去1年以内に、団体の代表者又は構成員が罰金刑以上の刑に処せられていないこと
- (6) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと

※なお、名称が異なる場合であっても、代表者が同一である場合、役員又は構成員の過半数が同一である場合その他運営実態等から実質的に同一と認められる法人又は任意団体については、同一の団体として取り扱います。

5 募集期間

受付開始 令和8年9月3日（木）
締 切 令和8年10月2日（金） 17：00 必着
提 出 郵送・持参・電子メールいずれも可

6 応募に必要な書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）

事業計画書提出の際には、事業の成果を客観的に確認できるよう、支援枠に応じた定量的な目標を設定すること。

（目標値の例）

■情報発信・普及支援枠

- ・ イベント来場者数
- ・ パンフレット等の配布部数
- ・ ホームページ閲覧数、SNSのフォロワー数

■人材育成枠

- ・ 研修会、講習会等の参加者数

- ・ 料理体験教室、コンテスト等の参加者数
 - ・ 食産業又は観光産業への興味・関心を高める体験学習の参加者数
- (3) 同意書（第3号様式）
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) 団体概要、パンフレット等
- ・ 団体が作成しているパンフレット等がある場合、添付すること。
- (6) その他参考となる説明資料（任意）
- ・ これまでの活動や実績について参考となる資料がある場合、添付すること。
- (7) 他の補助金・交付金等の交付を受けている場合、その内容が確認できる書類（交付決定通知書、申請書等の写し）を添付すること。
- ・ 他補助金制度との重複受給がないことを確認するために使用する。
 - ・ 交付決定前であっても、申請中の場合はその旨および申請内容がわかる書類を提出すること。

7 選考方法

- (1) 補助金交付の可否は、別紙「令和8年度食の冒険者が憧れるまち・八戸推進事業補助金選考実施要領」に基づき決定し、予算の範囲内で交付決定する。
- (2) 審査にあたっては、必要に応じて、応募者に対し記載内容についてヒアリングを実施する。

8 申請書類一式の提出先・問い合わせ先

八戸市 観光文化スポーツ部 観光課（担当：高橋志織）

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

電話 0178-43-9252 FAX 0178-46-5600

Mail kanko@city.hachinohe.aomori.jp